	【旧】第2期中期目標		【新】第3期中期目標(案)	変更理由等(検討結果)
第1 中期目標の期間	<u>平成31年</u> 4月1日から <u>平成34年</u> 3月31日までの3年間とする。	第1 中期目標の期間	<u>令和4年</u> 4月1日から <u>令和7年</u> 3月31日までの3年間とする。	• 時点修正
するサービスその他の業	佐世保県北地域の基幹病院として、長崎県医療計画を踏まえ、住民が必要とする良質な医療を提供するため、本市の保健福祉部門との連携を密にして、次に掲げる項目について取り組むこと。	するサービスその他の業	佐世保県北地域の基幹病院として、長崎県医療計画を踏まえ、住民が必要とする良質な医療を提供するため、本市の保健福祉部門との連携を密にして、次に掲げる項目について取り組むこと。	・加除訂正なし
1 <u>地域完結型医療</u> の推 進	地域医療支援病院として、住民が安心して治療やケアを受けられるよう、地域の医療機関、介護福祉施設、行政等との連携の強化及び役割分担に努め、シームレス(途切れのない)な地域完結型医療の推進に貢献すること。	1 地域完結型医療の推 進	地域医療支援病院として、住民が安心して治療やケアを受けられるよう、地域の医療機関、介護福祉施設、行政等との連携の強化及び役割分担に努め、シームレス(途切れのない)な地域完結型医療の推進に貢献すること。また、あじさい ネットなどのICTを活用した地域との連携促進に努めること。	・医療センターの紹介率・逆紹介率はともに90%前後で推移しており、一定のレベルに到達している。今後はあじさいネットをはじめとするICTの活用により、その効率化や質の向上を図り、地域連携の一層の充実に努めていただきたい。
2 提供する医療サービスの充実		2 提供する医療サー ビスの充実		
(1)救急医療	救命救急センターの運営について、救急医療に必要な体制を整備し、安定的な稼動を維持すること。また、 <u>救急隊及び初期・二次救急医療機関との連携を強化し、</u> 重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な患者を24時間体制で受け入れ、地域における役割を果たすこと。	(1)救急医療	救命救急センターの運営について、救急医療に必要な体制を整備し、安定的な稼動を維持すること。また、市、市医師会、二次救急輪番病院との連携強化による救急医療体制の再構築検討に貢献するとともに、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な患者を24時間体制で受け入れ、地域における役割を果たすこと。	・市内の二次救急輪番病院の離脱が続いており、救急医療の 提供体制が揺らぎはじめていることから、その維持のために も、市が取り組む施策に協力(実務者会議への参画等)して いただき、貢献していただくようお願いしたい。
(2)がん医療	地域がん診療連携拠点病院として、手術、放射線治療及び薬物療法 <u>を効果的に組み合わせた集学的治療</u> を提供するとともに、 <u>緩和ケアや在宅支援、リハビリテーション、</u> がん相談支援等のがん医療の幅広い領域を担うこと。	(2)がん医療	初療法による集子的治療に加え、かんプラム医療を効果的に <mark>組み合わせた最適な治療</mark> を提供するとともに、がん相談支援 第のがん医療の幅広い領域を担うこと	・医療センターは第2期中期目標期間内に、県北地域で唯一の「がんゲノム医療連携病院」の指定を受け、遺伝子検査を用いた最適ながん治療の提供が可能となっている。今後は、これまでの集学的治療に加え「がんゲノム医療」を効果的に組み合わせた最適な治療を提供していただきたい。
(3)小児・周産期医療	佐世保県北地域の小児救急及び地域周産期母子医療センターとしての機能を安定的に維持するため、地域の医療機関と緊密な連携を図りながら引き続き専門性の高い診療に努めるとともに、大学との連携を維持・強化すること。	(3)小児・周産期医 療	佐世保県北地域の小児救急及び地域周産期母子医療センターとしての機能を安定的に維持するため、地域の医療機関と緊密な連携を図りながら引き続き専門性の高い診療に努めるとともに、県、市及び大学との連携を維持・強化すること。	• 文言整理
(4)高度専門医療	佐世保県北地域において、充実した医療提供体制及び高水準の医療機器・設備を備える医療機関として、重篤な急性期・専門医療を必要とする患者への高度な診断・手術・治療を伴う医療を提供すること。	(4)高度専門医療	佐世保県北地域において、充実した医療提供体制及び高水準の医療機器・設備を備える医療機関として、重篤な急性期・専門医療を必要とする患者への高度な診断・手術・治療を伴う医療を提供すること。	・加除訂正なし
(5)政策医療	民間では担うことが困難で地域に不可欠 <u>な医療である三次救急医療、周産期医療、離島医療、結核・感染症医療及び災害医療等については、公立病院の使命として、本市の保健福祉部門と連携しながら、今後も維持を図り、地域の安全・安心の確保に努めること。</u>	(5)政策医療	民間では担うことが困難で地域に不可欠といわれる政策医療については、三次救急医療をはじめ周産期医療に対応するほか、離島診療所の運営や結核・感染症医療への取り組み、災害拠点病院としての適切な備えに努めること。また、その実施に当たっては、公立病院として、法令または本市総合計画に基づき継続的に取り組むくこと。	ど政策医療に対応するとともに、近年多発する自然災害など に的確に対処するため、災害拠点病院としての適切な備えに 努めていただきたい。(「災害時における事業継続性の強
3 医療人育成体制の 充実				

	【旧】第2期中期目標		【新】第3期中期目標(案)	変更理由等(検討結果)
(1)医師の研修制度 の充実	医師にとって魅力的な研修プログラムをはじめとする育成の ための制度を整備するとともに、地域の医師を対象とした研 修の充実に努めること。また、医学生の実習教育を充実させ ること。	(1)医師の研修制度 の充実	医師にとって魅力的な研修プログラムをはじめとする育成の ための制度を整備するとともに、地域の医師を対象とした研 修の充実に努めること。また、医学生の実習教育を充実させ ること。	・加除訂正なし
をはじめとする医療	看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者について、資格取得のための支援を行い、病院全体の医療の質の向上 <u>とともに、地域の医療従事者等への教育研修を継続して実施し、地域の医療水準の向上に努めること。また、学生の実習教育を充実させること。</u>	(2)看護師・薬剤師 をはじめとする医療 従事者の育成の充実	看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者について、資格取得のための支援を行い、病院全体の医療の質の向上を目指すこと。また、地域の医療水準の向上や人材確保につなげるため、地域の医療従事者等への教育や研修を継続して実施するほか、市立看護専門学校をはじめとする各種学生の実習教育に努めること。	・医療従事者の育成は、医療センターの人材確保にもつながることから、引き続き各種専門学校等の学生の実習等の教育に努めていただきたい。
4 医学研究の推進	職員の自主的な研究活動を支援し、安全で信頼できる治験及 び臨床研究活動を推進するとともに、研究成果の情報発信に 努めること。	4 医学研究の推進	国が定めた基準に従い安全で信頼できる治験に取り組むほか、臨床研究活動を推進するなど、医学研究の発展に寄与すること。また、こうした研究成果については、その情報発信に努めること。	・治験については国の基準に準じることを明文化し、引き続き臨床研究活動も推進していただきたい。
5 医療の質の向上		5 医療の質の向上		
(1)施設、設備の充 実	高度な水準の医療を提供できる環境を整備し、かつ医療需要の変化に対応できるよう、施設の維持及び医療機器の整備・ 更新等を計画的に <u>進める</u> こと。	(1)施設 、 設備の充 実	高度な水準の医療を提供できる環境を整備し、かつ医療需要の変化に対応できるよう、施設の維持及び医療機器の整備・更新等を計画的に行うこと。また、施設の老朽化に伴う長寿命化など、将来を見据えた検討を進めること。	・平成2年に開院して以来、31年が経過し老朽化が進んでいることから、施設の予防保全と長寿命化の実施など検討を進めていただきたい。
(2)医療従事者の確 保	医師、看護師、薬剤師をはじめ優れた <u>人材の確保に努めるとともに</u> 、大学及び専門学校との連携 <u>強化に努め、医療技術者の安定確保を図ること。</u> なお、医療従事者の確保対策においては地域の医療資源の不足に十分配慮すること。	(2)医療従事者の確 保	学・育成支援策について検討するとともに、その確保に当たっては、医療を取り巻く環境の変化を見据え、中長期的な観点から計画的に行うこと。	・特に薬剤師や看護師を中心に厳しい状況が見受けられることから、薬剤師のみならず看護師や医師に対しても修学支援など育成支援策を検討し計画的な医療従事者の確保につなげていただきたい。 ・また、現状として、医療従事者が医療センターに集中する状況にはなく、当面(向こう3年程度)はそうした傾向が続くとみられることから「地域の医療資源への配慮」という表記は削除するもの。
(3)患者サービスの 向上	患者やその家族が安心して医療を受けられるような環境を整備し、信頼 <u>できる</u> 病院運営に努めること。また、そのひとつの方策としてボランティアと連携を図り、患者サービスの向上に努めること。	(3)患者サービスの 向上	患者やその家族が安心して医療を受けられるような環境を整備し、信頼 <u>される</u> 病院運営に努めること。また、そのひとつの方策としてボランティアと連携を図り、患者サービスの向上に努めること。	• 文言整理
(4)安全性の高い信 頼される医療	住民に信頼される安全・安心な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策の徹底を図ること。また、患者が自ら受ける医療の内容を理解し、納得の上で自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームドコンセントを徹底するなど、患者中心の医療を実践すること。	(4)安全性の高い信 頼される医療	住民に信頼される安全・安心な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策の徹底を図ること。また、患者が自ら受ける医療の内容を理解し、納得の上で自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームドコンセントを徹底するなど、患者中心の医療を実践すること。	・加除訂正なし
6 情報提供の充実		6 情報提供の充実		
伊。佐藤の博報発信	保健・医療に関する情報を市民向け講演会の開催やホームページ、広報紙等を利用し、分かりやすく発信するなど普及啓発活動を実施すること。	(1) 分かりやすい保 健・医療の情報発信	保健・医療に関する情報を市民向け講演会の開催やホームページ、広報紙等を利用し、分かりやすく発信するなど普及啓発活動を実施すること。	

	【旧】第2期中期目標		【新】第3期中期目標(案)	変更理由等(検討結果)
(2) 病院情報の公開	医療の質を数値で客観的に評価できる臨床指標を用い、様々 な角度から病院指標を評価・分析すること。また、患者に とって理解しやすい病院情報を公開すること。	(2) 病院情報の公開	医療の質を数値で客観的に評価できる臨床指標を用い、様々な角度から病院指標を評価・分析すること。また、患者にとって理解しやすい病院情報を公開すること。	・加除訂正なし
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項		第3 業務運営の改善及 び効率化に関する事項		
1 法人管理運営体制 の確立	法人の管理運営を的確に行うため、内部統制の推進等に <u>努めること。また、</u> 理事長のリーダーシップのもと、柔軟かつ適切な人員の確保・配置により、効率的・効果的な法人運営に努めること。	1 法人管理運営体制 の確立	法人の管理運営を的確に行うため、内部統制の推進等に <u>向けて体制を見直すとともに、</u> 理事長のリーダーシップのもと、 長期的な経営戦略と柔軟かつ適切な人員の確保・配置により、効率的・効果的な法人運営に努めること。	・内部統制の推進等に向けて体制を見直すとともに、長期的 な経営戦略のもと引き続き効率的・効果的な法人運営に努め ていただきたい。
2 経営管理人材の育 成	経営管理に携わる職員の専門的な知識と意欲の向上を図るため、計画的な教育・研修の充実に努め、質の高い人材を育成すること。	2 経営管理人材の育 成	経営管理に携わる職員の専門的な知識と意欲の向上を図るため、計画的な教育・研修の充実に努め、質の高い人材を育成すること。	・加除訂正なし
第4 財務内容の改善に 関する事項		第4 財務内容の改善に 関する事項		
1 経営基盤の確立	経常黒字が達成できる経営基盤を維持すること。 <u>また、</u> 意識改革のための環境を整備し経営マインドを醸成することによって、採算性の重視や経営状況の迅速な把握や対 処が可能な健全な運営を図ること。	1 経営基盤の確立	意識改革のための環境を整備し、経営マインドを醸成することによって <u>収支の状況を迅速に把握するなど、速やかに経営の舵取りを行い、健全経営を維持すること。</u>	安定経営のためには資産や負債の状況など損益を超えた管理が重要なことから、そうしたことも含め「健全経営」の維持に努めていただきたい。公立病院として、必ずしも採算性を優先できない場面もあることから「採算性の重視」は削除。
2 適正な収益と費用				
(1)適正な収益	適正な在院日数や病床管理、診療報酬の改定や法改正等への 的確な対応、施設基準の取得など、将来の費用負担も十分考 慮しつつ、積極的な収益の確保に努めること。	(1)適正な収益		・医療センターの未収金が取り立てて増加しているといった 状況ではないものの、収入の適正管理において未収金の管理 は重要であり、これを引き続き徹底していただきたい。
(2) 適正な費用	必要に応じた人員の確保と合わせて、適正な人件費比率の維持に努めること。また、医薬品、医療材料、医療機器などの適切な購入や業務の見直しにより、費用の適正な管理に努め 効率的な病院運営を行うこと。	(2) 適正な費用		・老朽化した施設の予防保全や長寿命化に当たっては、投資 額が高額になることからも、特に今後は費用の適正管理に努 めていただきたい。

	【旧】第2期中期目標		【新】第3期中期目標(案)	変更理由等(検討結果)
第5 その他業務運営に 関する重要事項				
1 地域医療構想の実 現に向けた取組み	地域医療構想実現に向けた国及び地域の動向を踏まえ、佐世保県北地域の高度急性期医療の充実と地域完結型医療構築のため旗艦的な役割を果たし、構想の実現に向けて取り組むこと。	1 地域医療構想の実 現に向けた取組み	地域医療構想実現に向けた国及び地域の動向を踏まえ、佐世保県北地域の高度急性期医療の充実と地域完結型医療構築のため旗艦的な役割を果たし、構想の実現に向けて取り組むこと。	・加除訂正なし
2 働き方改革の推進	職員の健康やワーク・ライフ・バランスの確保に向けて、働き方改革に取り組むこと。	2 働き方改革の推進	職員の健康やワーク・ライフ・バランスの確保に向けて、働き方改革に取り組むこと。特に、医師の時間外労働規制の適用に当たっては、複数による主治医制導入を検討するなど、医師の健康を守る一方で医療提供体制に支障を及ぼすことがないよう、その対応に万全を期すこと。また、看護師の勤務体制についても、働きやすい環境の構築に努めること。	い。 ・看護師の勤務体制については(看護師確保の観点からも)
3 <u>災害時における事</u> 業継続性の強化	災害時における事業継続性を強化するため、体制整備に努めること。 ること。	<u>(削除)</u>	(削除)	• 「政策医療」の項目(災害拠点病院に関する部分)に吸 収。
(新設)	_(新設)_	3 新興・再興感染症 への対策と対応	感染症指定医療機関として、新興感染症等の感染拡大時に必要な対策が機動的に講じられるよう、県を中心に示された施策の下、市、市医師会と連携しつつ地域における中心的役割を果たすこと。	・新型コロナ感染症の拡大を踏まえ、行政や医師会等関係機 関と一体となって、引き続きその準備と対応に万全を期して いただきたい。